

津山市過疎地域自立促進市町村計画

平成 28 年度～32 年度

岡山県津山市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	津山市の概況	1
ア)	自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要	1
①	自然的条件	1
②	歴史的条件	1
③	社会的及び経済的条件	1
イ)	津山市における過疎の状況	2
ウ)	津山市の社会経済的発展の方向の概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア)	人口の推移と動向	3
イ)	産業の推移と動向	4
(3)	津山市行財政の状況	1 5
ア)	行財政の状況	1 5
イ)	施設整備の水準	1 5
(4)	過疎地域の自立促進の基本方針	2 0
ア)	これまでの取組の成果と課題	2 0
イ)	自立促進の基本的方向	2 0
①	総合計画等による過疎地域の計画的な自立促進	2 0
②	全市的な機能分担と拠点づくりの推進及び地域連携による自立促進	2 0
③	地域特性を活かした自立促進	2 1
④	市民と行政による共創・協働による自立促進	2 1
⑤	特色を活かした土地利用による自立促進	2 1
ウ)	主要施策	2 2
①	安全・安心で魅力ある住環境の整備	2 2
②	地域産業及び自然環境の保全と地域文化の維持・振興	2 2
③	地域情報化の推進と多様な交流の促進	2 2
④	子育て環境の充実と集落機能の維持及び移住・定住の促進	2 3
(5)	計画期間	2 3
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	2 3
2	産業の振興	2 4
(1)	農林業の振興	2 4
ア)	農業	2 4
①	現況と問題点	2 4
②	その対策	2 5

イ) 林業	2 5
①現況と問題点	2 5
②その対策	2 6
(2) 地場産業の振興、企業誘致、起業促進等	2 6
①現況と問題点	2 6
②その対策	2 7
(3) 商業及び観光の振興	2 7
ア) 商業	2 7
①現況と問題点	2 7
②その対策	2 8
イ) 観光	2 8
①現況と問題点	2 8
②その対策	2 9
(4) 事業計画（平成28～32年度）	2 9
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	3 0
(1) 道路網の整備	3 0
①現況と問題点	3 0
②その対策	3 1
(2) 鉄道整備及び交通確保対策	3 1
ア) 鉄道	3 1
①現況と問題点	3 1
②その対策	3 2
イ) 交通確保対策	3 2
①現況と問題点	3 2
②その対策	3 2
(3) 電気通信施設の整備と情報化の推進	3 2
①現況と問題点	3 2
②その対策	3 3
(4) 地域間交流の促進	3 3
①現況と問題点	3 3
②その対策	3 3
(5) 事業計画（平成28～32年度）	3 4
4 生活環境の整備	3 5
(1) 水道施設・下水道処理施設の整備	3 5

①現況と問題点	3 5
②その対策	3 6
(2) 消防、防災、防犯等安全で安心できる地域づくり	3 7
①現況と問題点	3 7
②その対策	3 7
(3) 住環境の整備	3 8
①現況と問題点	3 8
②その対策	3 8
(4) 事業計画（平成28～32年度）	3 9
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 9
(1) 高齢者の保健、福祉の向上及び健康づくり	3 9
①現況と問題点	3 9
②その対策	4 0
(2) 児童その他の保健及び福祉の向上	4 0
①現況と問題点	4 0
②その対策	4 0
(3) 事業計画（平成28～32年度）	4 1
6 医療の確保	4 2
(1) 医療対策及び健康づくりの推進	4 2
①現況と問題点	4 2
②その対策	4 3
(2) 事業計画（平成28～32年度）	4 3
7 教育の振興	4 3
(1) 学校教育環境の整備	4 3
①現況と問題点	4 3
②その対策	4 4
(2) 集会施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備	4 4
①現況と問題点	4 4
②その対策	4 4
(3) 事業計画（平成28～32年度）	4 5
8 地域文化の振興等	4 6
(1) 地域文化の保存・伝承及び振興	4 6

①現況と問題点	4 6
②その対策	4 7
(2) 事業計画 (平成28～32年度)	4 7
9 集落の整備	4 8
(1) 定住促進等	4 8
①現況と問題点	4 8
②その対策	4 8
(2) 集落機能の維持	4 8
①現況と問題点	4 8
②その対策	4 9
(3) 事業計画 (平成28～32年度)	5 0
○事業計画 (平成28～32年度) 過疎地域自立促進特別事業分	5 1

1 基本的な事項

(1) 津山市の概況

ア) 自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本市は、岡山県北東部に位置し、北は中国山地、南は中部吉備高原に接する、都市と自然が融合する表情豊かな地域である。

地勢は、市街地から中国山地まで約 1,000m の標高差があるものの、おおむね平坦で市街地の中央部を岡山県三大河川の 1 つである吉井川が貫流している。北部は鳥取県との県境をなす標高 1,000～1,200m の中国山地南面傾斜地であり、南部は「津山盆地」といわれる標高 100～200m の平坦地が広がっている。

気候は、夏冬の温度較差が大きい内陸性気候で年間平均気温 13.7℃、年間降水量 1,416mm（昭和 56 年～平成 22 年平均）となっている。

面積は、506.33 km² であり、この面積は岡山県面積 7,114.62 km² の約 7.1% を占めている。

また、土地利用状況でみると、一般田 57.85 km²（11.4%）、一般畑 10.09 km²（2.0%）、宅地 23.82 km²（4.7%）、一般山林 175.82 km²（34.7%）、その他 238.75 km²（47.2%）となっている。

② 歴史的条件

本市は和銅 6（713）年に美作国が設けられ、国府が現在の津山市総社に置かれた時から、県北の中心地域としての歴史が始まり、古代国家の時代から江戸時代を通じて、重要資源である鉄の産地として各地域との交流が盛んであり、交通の要衝として発展してきた。慶長 8（1603）年に森忠政が美作全域の領主として入封し、津山城と城下町の建設に着手した。明治時代に入って、明治 4（1871）年に北条県が置かれ、明治 9（1876）年に岡山県に合併された。

昭和 4（1929）年に 2 町 4 村合併により、津山市として市制を施行し、平成 17（2005）年 2 月 28 日の市町村合併により津山市は加茂町、阿波村、勝北町及び久米町と合併し、現在の市域となった。

③ 社会的及び経済的 condition

本市から近くの都市への距離は、南は岡山市へ約 60km、北は鳥取市へ約 75km、東は姫路市へ約 90km、西は新見市へ約 70km で山陽と山陰のほぼ中間にある。また、大阪市へは約 160km、下関市には約 390km で、中国自動車道を利用してそれぞれ約 2 時間、約 4 時間 30 分の位置にある。

このように恵まれた立地条件の中で、市内の工業団地への誘致の推進、商業サービス業の活性化に取り組み、平成 5 年 4 月には、津山圏域が地方拠点都市地域の指定を受け、本市はその中心としての躍進が期待されている。また、平成 17 年の合併により、岡山県北初の 10 万人都市となり、県北の中心都市として、より魅力あるまちづくりや地域の活性化に取り組むとともに、周辺自治体との積極的な交流や連携を図りながら、一体的かつ持続的な発展を推進していくことが求められている。

イ) 津山市における過疎の状況

本市における過疎地域は、旧加茂町、旧阿波村及び旧久米町の 3 地域であり、面積では全市域の 54.5% を占める。

過疎地域の人口は、国勢調査によると、昭和 35 年に 21,588 人であったが、平成 22 年には 12,297 人にまで減少している。人口減少の影響は、小学校の統合など教育面を始め、様々な面において現れている。

また、人口の減少は若年層の流出が大きな原因となっており、これに少子高齢化が加わり、人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は昭和 35 年の 8.3% から平成 22 年には 35.1% まで増加しており、この割合は津山市全域の 25.5%、岡山県全域の 24.9% に比べて著しく高くなっている。

このような状況の中で、過疎化の進行に歯止めをかけるため、国、県からの過疎地域に対する支援を受けながら、ハード、ソフト両面から、社会基盤整備、産業振興、教育等さまざまな分野において施策を実施してきたが、少子化に伴う出生者数の急激な減少と若年層の人口流出により、依然として人口減少と高齢化が進行している。

今後も、少子高齢化の傾向は続くものと考えられることから、各般にわたる地域の自立促進策を展開していく必要がある。

ウ) 津山市の社会経済的発展の方向の概要

我が国は、急速に少子高齢化が進む中、平成 20 年をピークに本格的な人口減少社会へ突入している。また、東日本大震災からの復興、地球環境問題、TPP 協定など複雑かつ重大な課題を多数抱え、経済状況においても、

アベノミクスによりデフレ脱却や景気回復の兆しが見られると言われるものの、地方や個人にはその実感は乏しく、その効果が日本全体へ波及しているとは言い難い状況となっている。

本市においては、平成 8 年から人口減少に転じ、平成 17 年の合併以降この 10 年間で約 7 千人が減少している。工業においては、製造業事業所の減少や産業の空洞化等がみられ、商業においても、小売業事業所の減少が続くなど、雇用問題を含め厳しい状況が続いており、住民の多様なニーズやモータリゼーションの進展などにより、中心市街地に立地する商店はさらに厳しさを増している。農林業においては、農産物の自由化や就業者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、農産物の鳥獣被害の増加など深刻な問題が続いている。

こうした中、本市は、平成 25 年度に国の認定を受けた津山市中心市街地活性化基本計画（平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月）に基づき、魅力ある商業空間の整備や空き店舗の解消などに取り組み、まちなかの賑わいづくりを図っている。

また、持続可能なまちづくりを推進するため、その基盤となる地域経済の活性化を図るための指針として、平成 26 年度に津山市成長戦略を策定し、「農業」「ものづくり」「観光」「再生エネルギー」の 4 つの重点分野に注力し、地域資源を有効に活用した地域経済の活性化を図る取組を進めているところである。

さらに、平成 28 年度から 10 年間を計画期間とする津山市第 5 次総合計画及び平成 27 年 10 月に策定した津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略により雇用の創出や地域産業の競争力の強化、子育て環境の充実等を図るため、各種施策に積極的に取り組み、本市の持続的な発展及び魅力あるまちづくりを推進していく。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア）人口の推移と動向

本市全体の人口は、昭和 50 年以降緩やかな増加を続けていたが、平成 12 年国勢調査では、減少に転じ、平成 22 年の国勢調査でも、平成 17 年値に比べて 3.4%の減少となっている。

また、50 年前の昭和 35 年人口と平成 22 年人口を比較すると、総人口は 2.0%減少しているが、年少人口（0 歳～14 歳）は 54.0%減少し半数以下になっている。一方、老年人口（65 歳以上）については約 3.3 倍に増加し

ている。

過疎地域の人口については、一貫して減少を続けてきた。平成 22 年国勢調査では 12,297 人であり、昭和 35 年の 21,588 人に比べ 43.0% 減少している。特に、年少人口については、昭和 35 年の 7,015 人から平成 22 年には 1,324 人に減少し、81.1% と非常に高い減少率となっている。生産年齢人口についても、昭和 35 年の 12,789 人から平成 22 年には 6,649 人と 48.0% 減少している。一方、老年人口については、昭和 35 年の 1,784 人から平成 22 年には 4,321 人と約 2.4 倍となっており、高齢化率も 8.3% から 35.1% へと急速に高齢化が進行している。

人口の減少率は、昭和 40 年代が最も激しく、その後鈍化していたものの、平成 2 年以降、減少率が再び上昇している。

平成 22 年 3 月 31 日と平成 27 年 3 月 31 日の住民基本台帳上の人口を比較すると全市では 3.6% の減少率に対し、過疎地域においては、8.1% の減少率となっており、過疎地域の人口減少が全市より進んでいることがわかる。

また、今後の人口の見通しについては、日本国内の少子化による人口減少が続く中で、本市の人口も減少傾向が続くことが予測され、5 年後の平成 32 年には 10 万人を下回り、平成 57 年には約 8 万人になると見込まれており、大変厳しい状況となっている。

年齢別にみると、30 年後の平成 57 年は老年人口の減少数が約 1,300 人であるのに対し、生産年齢人口の減少数は約 18,000 人と想定され、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加して高齢化が一層進むことが予測される。

イ) 産業の推移と動向

本市全体の産業別人口は、昭和 50 年以降微増傾向にあったが、平成 12 年には微減に転じ、平成 22 年においてもこの傾向が続いている。

一方、過疎地域の産業別人口は昭和 35 年から過疎地域人口の減少に呼応して減少が続いており、昭和 35 年と平成 22 年を比較すると約 47.4% の減少となっている。

過疎地域の産業別人口の構成比をみると、昭和 35 年に全就業者数の 69.8% を占めていた第 1 次産業就業者数は農業従事者を中心に減少し続け、平成 22 年には全就業者数の 13.5% へと大幅に減少した。他方、第 2 次産業就業者は、昭和 35 年に全就業者数の 9.5% でしかなかったものが、平成 22 年には全就業者数の 27.9% になり、第 3 次産業就業者数も 20.7%

から 52.9%へと約 2.5 倍の著しい増加となっている。

産業別人口の変化の要因としては、第 1 次産業では産業構造の変化や少子高齢化の進行による就業者の高齢化、担い手不足などによる就業者の減少であり、また、第 2 次産業、第 3 次産業では工場誘致や郊外店の出店などによる、就業者数の増加が主たるものである。農林業を取り巻く経済環境の厳しさに加えて、少子高齢化の進行は今後も続くものと予測され、過疎地域の自立と活性化を促進していくためには、限られた地域資源を有効活用しながら、地域特性に応じた産業振興を図り、過疎地域で暮らしている産業基盤や雇用の場を作っていく必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)
(過疎地域)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 21,588	人 19,620	△ % 9.1	人 17,065	△ % 13.0	人 16,119	△ % 5.5	人 15,910	△ % 1.3
0歳~14歳	7,015	5,185	△ 26.1	3,621	△ 30.2	3,011	△ 16.8	2,962	△ 1.6
15歳~64歳	12,789	12,425	△ 2.8	11,238	△ 9.6	10,609	△ 5.6	10,161	△ 4.2
うち 15歳~29歳(a)	4,364	3,844	△ 11.9	3,304	△ 14.0	2,920	△ 11.6	2,522	△ 13.6
65歳以上 (b)	1,784	2,010	12.7	2,206	9.8	2,499	13.3	2,787	11.5
(a) / 総数 若年者比率	% 20.2	% 19.6	—	% 19.4	—	% 18.1	—	% 15.9	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 8.3	% 10.2	—	% 12.9	—	% 15.5	—	% 17.5	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 15,887	△ % 0.1	人 15,313	△ % 3.6	人 14,647	△ % 4.4	人 13,831	△ % 5.6	人 13,021	△ % 5.9
0歳~14歳	3,036	2.5	2,768	△ 8.8	2,337	△ 15.6	1,812	△ 22.5	1,522	△ 16.0
15歳~64歳	9,830	△ 3.3	9,201	△ 6.4	8,390	△ 8.8	7,768	△ 7.4	7,175	△ 7.6
うち 15歳~29歳(a)	2,195	△ 13.0	2,029	△ 7.6	1,935	△ 4.6	1,912	△ 1.2	1,692	△ 11.5
65歳以上 (b)	3,021	8.4	3,344	10.7	3,920	17.2	4,251	8.4	4,324	1.7
(a) / 総数 若年者比率	% 13.8	—	% 13.3	—	% 13.2	—	% 13.8	—	% 13.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 19.0	—	% 21.8	—	% 26.8	—	% 30.7	—	% 33.2	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 12,297	△ % 5.6
0歳～14歳	1,324	△ 13.0
15歳～64歳	6,649	△ 7.3
うち 15歳～29歳(a)	1,467	△ 13.3
65歳以上 (b)	4,321	△ 0.07
年齢不詳	3	—
(a)／総数 若年者比率	% 11.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 35.1	—

(全 市)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 108,977	人 103,637	△ % 4.9	人 101,015	△ % 2.5	人 103,527	% 2.5	人 106,684	% 3.0
0歳～14歳	32,927	25,695	△ 22.0	22,180	△ 13.7	22,030	△ 0.7	22,941	4.1
15歳～64歳	67,830	68,675	1.2	68,072	△ 0.9	69,217	1.7	69,767	0.8
うち 15歳～29歳(a)	25,290	24,408	△ 3.5	23,559	△ 3.5	23,031	△ 2.2	20,666	△ 10.3
65歳以上(b)	8,220	9,267	12.7	10,763	16.1	12,280	14.1	13,976	13.8
(a)／総数 若年者比率	% 23.2	% 23.6	—	% 23.3	—	% 22.2	—	% 19.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.5	% 8.9	—	% 10.7	—	% 11.9	—	% 13.1	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 110,542	% 3.6	人 112,386	% 1.7	人 113,617	% 1.1	人 111,499	△ % 1.9	人 110,569	△ % 0.8
0歳～14歳	23,472	2.3	21,516	△ 8.3	19,685	△ 8.5	17,713	△ 10.0	16,618	△ 6.2
15歳～64歳	71,481	2.5	72,987	2.1	72,770	△ 0.3	69,958	△ 3.9	68,048	△ 2.7
うち 15歳～29歳(a)	20,074	△ 2.9	21,210	5.7	22,182	4.6	20,388	△ 8.1	18,487	△ 9.3
65歳以上 (b)	15,589	11.5	17,874	14.7	21,145	18.3	23,822	12.7	25,900	8.7
年齢不詳	—	—	9	—	17	—	6	—	3	—
(a) / 総数 若年者比率	% 18.2	—	% 18.9	—	% 19.5	—	% 18.3	—	% 16.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 14.1	—	% 15.9	—	% 18.6	—	% 21.4	—	% 23.4	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 106,788	△ % 3.4
0歳～14歳	15,146	△ 8.9
15歳～64歳	63,561	△ 6.6
うち 15歳～29歳(a)	15,628	△ 15.5
65歳以上 (b)	27,184	5.0
年齢不詳	897	—
(a) / 総数 若年者比率	% 14.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 25.5	—

表1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)
(過疎地域)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	14,539人	—	13,828人	—	△4.9%	12,985人	—	△6.1%
男	6,929人	47.7%	6,582人	47.6%	△5.0%	6,150人	47.4%	△6.6%
女	7,610人	52.3%	7,246人	52.4%	△4.8%	6,835人	52.6%	△5.7%

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	12,124人	—	△6.6%	11,921人	—	△1.7%
男 (外国人住民除く)	5,720人	47.2%	△7.0%	5,635人	47.3%	△1.4%
女 (外国人住民除く)	6,404人	52.8%	△6.3%	6,286人	52.7%	△1.8%
参考	男 (外国人住民)	25人	—	11人		
	女 (外国人住民)	52人	—	51人		

(全 市)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	110,949人	—	110,181人	—	△0.7%	107,254人	—	△2.7%
男	52,980人	47.8%	52,614人	47.8%	△0.7%	51,185人	47.7%	△2.7%
女	57,969人	52.2%	57,567人	52.2%	△0.7%	56,069人	52.3%	△2.6%

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	104,232人	—	△2.8%	103,380人	—	△0.8%
男 (外国人住民除く)	49,846人	47.8%	△2.6%	49,396人	47.8%	△0.9%
女 (外国人住民除く)	54,386人	52.2%	△3.0%	53,984人	52.2%	△0.7%
参考	男 (外国人住民)	284人	—	283人	—	—
	女 (外国人住民)	442人	—	445人	—	—

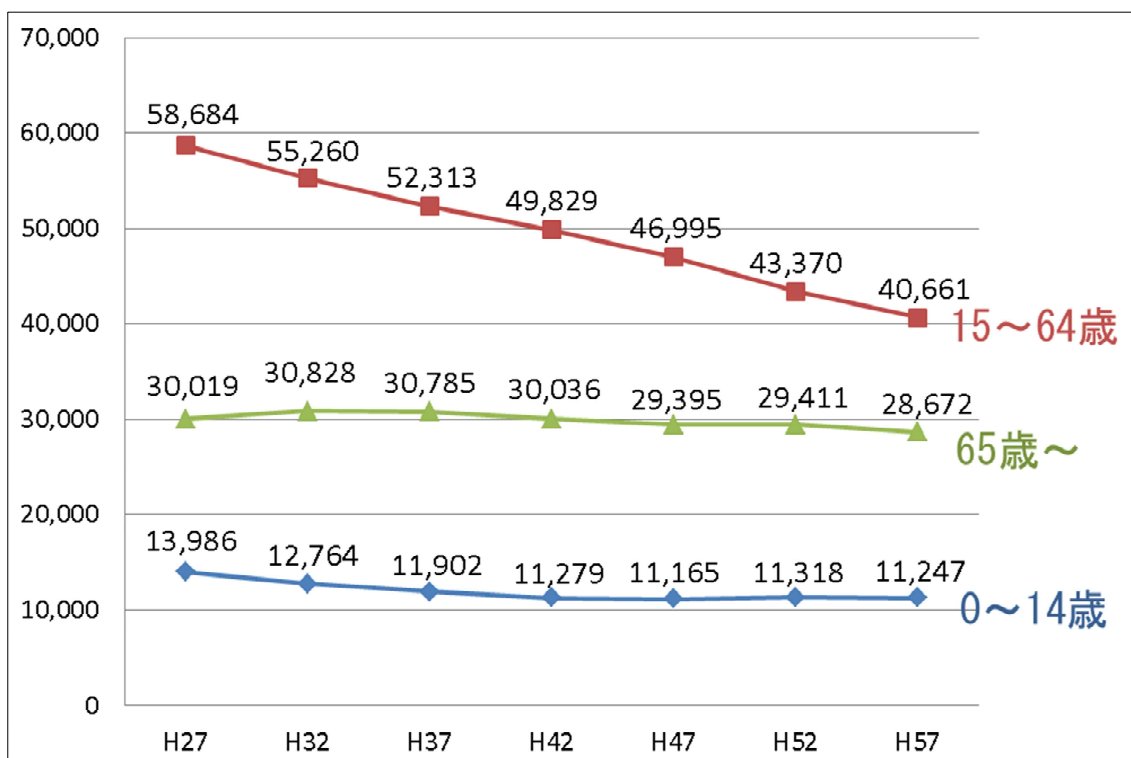
表1-1(3) 人口の見通し

[年代別将来人口推計]

(単位:人)

区 分	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年	平成 57 年
0 歳～14 歳	13,986	12,764	11,902	11,279	11,165	11,318	11,247
15 歳～64 歳	58,684	55,260	52,313	49,829	46,995	43,370	40,661
65 歳～	30,019	30,828	30,785	30,036	29,395	29,411	28,672
計	102,689	98,852	95,000	91,144	87,555	84,099	80,580

区 分	平成 62 年	平成 67 年	平成 72 年
0 歳～14 歳	10,818	10,165	9,739
15 歳～64 歳	39,152	38,290	37,204
65 歳～	27,182	25,441	23,973
計	77,152	73,896	70,916



[年代別人口比率]

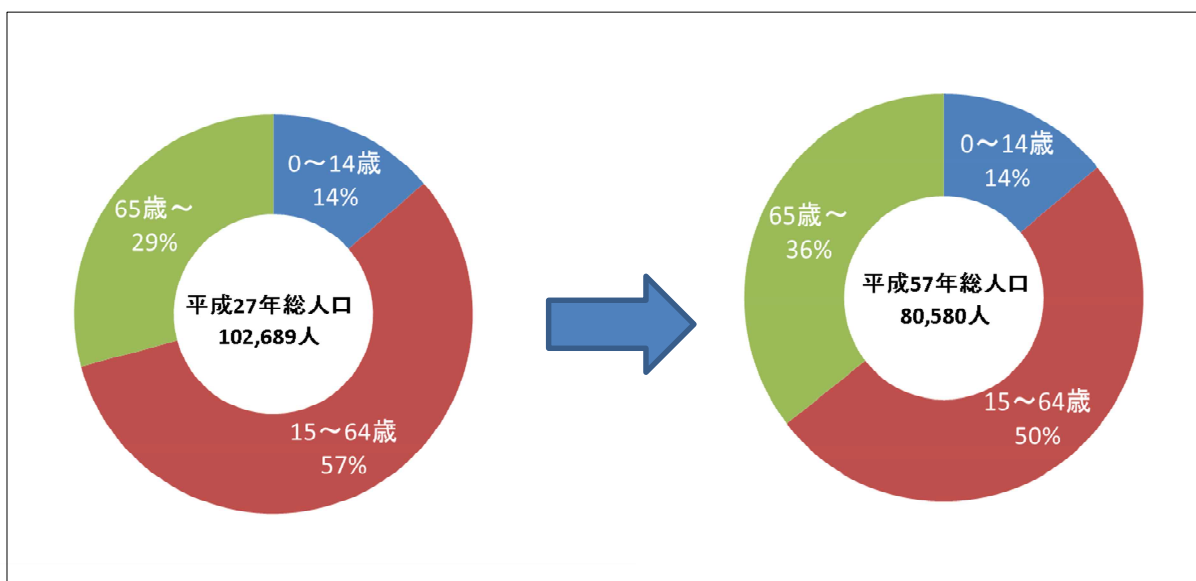


表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(過疎地域)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 11,140	人 10,449	△ % 6.2	人 9,934	△ % 4.9	人 9,144	△ % 8.0	人 8,892	△ % 2.8
第1次産業 就業人口比率	% 69.8	% 59.9	—	% 51.2	—	% 39.0	—	% 28.7	—
第2次産業 就業人口比率	% 9.5	% 6.6	—	% 21.3	—	% 28.7	—	% 34.4	—
第3次産業 就業人口比率	% 20.7	% 23.5	—	% 27.5	—	% 32.0	—	% 36.9	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 8,559	△ % 3.7	人 8,043	△ % 6.0	人 7,743	△ % 3.7	人 7,021	△ % 9.3
第1次産業 就業人口比率	% 26.3	—	% 21.9	—	% 21.5	—	% 18.9	—
第2次産業 就業人口比率	% 35.7	—	% 36.8	—	% 34.8	—	% 34.2	—
第3次産業 就業人口比率	% 38.0	—	% 41.3	—	% 43.7	—	% 46.8	—

区 分	平成17年		平成 22 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 6,488	△ % 7.6	人 5,865	△ % 9.6
第1次産業 就業人口比率	% 18.6	—	% 13.5	—
第2次産業 就業人口比率	% 30.6	—	% 27.9	—
第3次産業 就業人口比率	% 50.8	—	% 52.9	—

(全 市)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 53,791	人 52,073	△ % 3.2	人 54,380	% 4.4	人 52,079	△ % 4.2	人 53,073	% 1.9
第1次産業 就業人口比率	% 46.8	% 39.4	—	% 31.1	—	% 21.9	—	% 15.5	—
第2次産業 就業人口比率	% 17.4	% 20.4	—	% 24.7	—	% 27.7	—	% 31.2	—
第3次産業 就業人口比率	% 35.9	% 40.2	—	% 44.2	—	% 50.4	—	% 53.4	—

区 分	昭和60年		平成 2 年		平成 7 年		平成12年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 53,779	% 1.4	人 54,992	% 2.2	人 56,613	% 2.9	人 54,805	△ % 3.2
第1次産業 就業人口比率	% 13.4	—	% 10.5	—	% 9.4	—	% 7.8	—
第2次産業 就業人口比率	% 32.6	—	% 34.5	—	% 33.8	—	% 32.9	—
第3次産業 就業人口比率	% 54.0	—	% 55.0	—	% 56.8	—	% 59.3	—

区 分	平成17年		平成 22 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	人 52,842	△ % 3.6	人 50,472	△ % 4.5
第1次産業 就業人口比率	% 7.7	—	% 5.9	—
第2次産業 就業人口比率	% 28.7	—	% 26.0	—
第3次産業 就業人口比率	% 62.3	—	% 60.9	—

(3) 津山市行財政の状況

ア) 行財政の状況

本市財政を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による自主財源の低下や合併特例期間終了後の地方交付税の縮減、また、土地開発公社の解散に伴い平成 25 年度に発行した第三セクター等改革推進債等による債務残高の増大により、一層厳しさを増している。

加えて過疎地域においては、人口減少等による市税等の自主財源の先細りや、老朽化した公共施設の更新などにより、財政状況は一層厳しさを増すことが予測され、これに対する対応が課題となっている。今後は更なる組織機構、定員、事務事業など行政全般の見直しを行い、行政の簡素化・効率化により経常経費の節減を図るとともに、国・県の補助金や過疎対策事業債などを活用することにより効率的な財政運営を行う必要がある。

一方で、過疎地域の活性化と自立を促進するため、地域の特性に応じた個性と魅力ある地域づくりに向け、計画的、効率的、重点的に施策を推進する必要がある。

イ) 施設整備の水準

生活水準の向上と快適な生活の確保を図るため、地域住民の生活や経済活動を支える重要な基盤である道路や上下水道などのインフラの積極的な整備を推進してきた。

市全体の市道の改良率は、平成 22 年度末において改良率 46.2%、舗装率 88.2%であったものが、平成 25 年度末においては改良率 46.9%、舗装率 88.6%となっており、全県域と比較して上回っており、今後も計画的に整備を推進していく。

上水道については、水道事業及び簡易水道事業により供給を行っており、普及率は 99.5%と高い水準にあるが、点在する水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的な更新整備を推進する必要がある。また、国の示した簡易水道事業の上水道事業への統合方針に基づき、平成 29 年 4 月から簡易水道事業を上水道事業へ統合する。

下水道については、順次整備を進めており、平成 22 年度末の水洗化率は 72.2%だったが、平成 25 年度末には 73.2%と上昇している。今後も未整備地域に対して、合併処理浄化槽や農業集落排水施設など効率的な汚水処理を検討した上で、計画区域の整備を推進する。

人口千人当たりの病院、診療所の病床数は、平成 22 年度末が 19.8 床だったが平成 25 年度末は 19.7 床と減少している。市民が安心して生活できるよう、今後の医療体制について、計画的な整備を推進する必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

【平成12年度】

(単位：千円)

区 分	旧加茂町地域	旧阿波村地域	旧久米町地域
歳入総額 A	4,811,053	1,286,034	5,088,397
一般財源	2,564,602	748,332	3,272,789
国庫支出金	169,299	20,861	325,567
都道府県支出金	237,932	209,406	581,512
地方債	968,800	149,500	307,400
うち過疎債	111,200	20,000	102,600
その他	870,420	157,935	601,129
歳出総額 B	4,466,660	1,224,368	4,705,336
義務的経費	1,426,870	396,969	2,080,433
投資的経費	1,420,080	384,979	1,306,742
うち普通建設事業	1,316,814	369,204	744,052
その他	1,619,710	442,420	1,318,161
過疎対策事業費	2,191,683	50,192	1,102,672
歳入歳出差引額 C (A-B)	344,393	61,666	383,061
翌年度へ繰越すべき財源 D	67,918	2,671	76,676
実質収支 C-D	276,475	58,995	306,385
財政力指数	0.187	0.085	0.227
公債費負担比率	13.0	13.0	26.6 [21.4]
起債制限比率	6.5	7.1	7.7
経常収支比率	77.7	84.6	74.1
地方債現在高	4,412,961	1,621,311	6,069,055

[] 内は、繰上償還を含むもの

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	48,310,194	45,212,839	62,518,485
一般財源	28,279,226	28,489,539	27,676,280
国庫支出金	5,529,165	5,995,720	7,296,663
都道府県支出金	3,034,601	3,339,640	3,416,476
地方債	6,568,900	4,248,264	19,734,880
うち過疎債	200,500	167,800	292,220
その他	4,898,302	3,139,676	4,394,186
歳出総額 B	47,074,509	43,629,269	60,713,839
義務的経費	21,872,576	22,361,307	22,796,627
投資的経費	8,884,374	4,442,872	9,486,114
うち普通建設事業	8,500,686	4,291,043	9,378,320
その他	16,317,559	16,825,090	28,431,098
過疎対策事業費	341,279	179,470	373,245
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,235,685	1,583,570	1,804,646
翌年度へ繰越すべき財源 D	232,613	440,590	361,396
実質収支 C-D	1,003,072	1,142,980	1,443,250
財政力指数	0.524	0.557	0.538
公債費負担比率	19.2	17.5	17.3
実質公債費比率	—	15.6	14.0
起債制限比率	12.9	—	—
経常収支比率	90.4	89.5	90.3
将来負担比率	—	149.4	141.9
地方債現在高	56,949,028	55,727,031	69,510,431

※平成 17 年 2 月 28 日に合併のため、平成 17 年度以降については、市全体の数値である。

(地方財政状況調査)

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

(過疎地域)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末
市 町 村 道				
改良率 (%)	6.2	21.2	27.7	33.5
舗装率 (%)	2.9	33.9	67.2	77.1
農 道				
延長 (m)	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	37.4	50.2	51.9	57.1
林 道				
延長 (m)	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.4	9.1	13.3	13.8
水道普及率 (%)	27.4	64.6	93.1	97.0
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.2	9.8
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	8.1	7.8	6.5	6.1

(全 市)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市 町 村 道						
改良率 (%)	9.7	17.6	36.0	41.9	46.2	46.9
舗装率 (%)	10.3	46.7	76.3	82.7	88.2	88.6
農 道						
延長 (m)	—	—	—	—	316,794	306,602
耕地1ha当たり農道延長 (m)	38.6	55.7	50.8	44.1	—	—
林 道						
延長 (m)	—	—	—	—	218,867	220,538
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.6	8.4	9.9	10.6	—	—
水道普及率 (%)	55.7	77.8	95.1	98.1	99.6	99.5
水洗化率 (%)	5.4	8.6	32.0	61.4	72.2	73.2
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	28.1	27.7	26.0	21.3	19.8	19.7

(4) 過疎地域の自立促進の基本方針

ア) これまでの取組の成果と課題

本市における過疎地域である旧加茂町、旧阿波村及び旧久米町地域は、全域の54.5%を占めており、過疎地域の自立促進を図ることは、単に当該地域にとどまらず、本市の均衡ある発展を図り、まちづくりを進める上からも重要な課題である。これまで、過疎地域自立促進特別措置法等に基づいて、過疎地域の自立促進に向け総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施してきた。具体的には、生活道路及び林道等の整備、水道及び下水道施設の整備、消防・防災施設の整備、福祉施設の整備、農林業・観光を中心とした産業基盤の整備等、基礎的な生活基盤の整備や産業の振興施策、各種ソフト事業を展開してきた。それぞれの自立促進事業により一定の成果は図られているが、過疎地域の人口減少と高齢化の進行は依然として続いている。過疎地域が有する美しい自然環境や景観の保全、食料等の都市地域への供給といった多面的・公益的機能を今後も維持するためには、そこに住み続ける住民が、安全・安心に、誇りをもって生活できるような環境整備や地域づくりが重要である。

イ) 自立促進の基本的方向

① 総合計画等による過疎地域の計画的な自立促進

過疎地域の自立促進は、岡山県過疎地域自立促進方針を踏まえ、平成28年度から10年間を計画期間とする津山市第5次総合計画、津山新市建設計画、津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び各分野別に策定される個別計画に基づき、市全体のバランスをとりながら、過疎地域自立促進計画によって、地域特性に応じた事業展開を推進していく。

② 全市的な機能分担と拠点づくりの推進及び地域連携による自立促進

本市の過疎地域である旧加茂町、旧阿波村及び旧久米町の3地域は、地理的・地形的条件や気候等の自然条件、歴史・文化、産業、交通条件等も異なっており、それぞれの地域特性に応じたまちづくりを進めてきた。

今後、本格的な人口減少や少子高齢社会の到来に対処するためには、これまでの拡大型の都市構造からコンパクトでまとまりのある都市構造への転換を進めることが必要である。そこで、都市機能等が集積した本市の中心となる「中心拠点」、支所や出張所周辺の生活関連施設や公共施設等が

集積する「地域生活拠点」、公民館や小学校区等を単位とした生活環境やコミュニティを維持するための「小さな拠点」の3種の拠点を設定し、都市機能の集約化や生活サービス機能の向上を目指したまちづくりに取り組む。その中で、拠点間の移動手段の確保や情報ネットワークの整備等により、相互に連携・交流・補完しながら、地域特性に応じた機能分担と機能連携を強化し、市全体の均衡ある発展と過疎地域の自立促進を図っていく。

③地域特性を活かした自立促進

表1-1(3)の人口の見通しでは、5年後の平成32年の人口は98,852人となり、現在の102,689人から約3.8%減少し、30年後の平成57年には80,580人と、約20.5%減少すると予測している。

特に過疎地域では、市中心部よりも若者の都市への流出や少子化の進行等による人口減少が顕著に表れるものと思われ、今後も持続可能な地域として存続していくため、自立促進に向けた施策の推進が急務となっている。

過疎地域は人口減少やコミュニティ機能の低下という共通の問題を抱えているが、地理的・地形的条件や人口規模、産業・生活基盤の整備状況等、地域によって状況が異なっている。市中心部に隣接して地域運営の担い手が確保されており将来の発展性も秘めている地域から、集落・コミュニティ機能の維持が難しくなりつつある地域までさまざまであり、一律的な施策ではなく、全市的な均衡を保ちつつも地域実情に応じた振興策を講じていくものとする。

④市民と行政による共創・協働による自立促進

過疎地域の自立促進は、行政だけで推進するのではなく、地域住民やコミュニティ組織、NPO、その他民間団体が行政と相互連携し、共創・協働して取り組むことが求められており、市民・団体等の積極的な参画を促進していくものとする。

⑤特色を活かした土地利用による自立促進

本市の市域は地理的・地形的条件、自然条件等が異なった地域により構成されており、良好な生活環境を確保しつつ特色を活かした土地利用を推進する。

そこで、市域を都市機能の集積等を図る市街地エリアと過疎地域が属する森林・里山エリア、田園エリアに分け、それぞれのエリアごとに定めた利用方針にしたがい、総合的かつ計画的な土地利用の推進に努める。

その中で、森林・里山エリアについては、豊かな自然環境の保全と活用

を基本に林業振興や集落の生活環境の維持向上を図り、田園エリアについては、良好な農地の保全を基本に、農業振興、生産基盤の強化、耕作放棄地の利活用などに取り組む。

ウ) 主要施策

①安全・安心で魅力ある住環境の整備

過疎地域の住民が安心して日常生活が営めるよう、効率的で柔軟な交通手段の確保や生活道路の整備を進め、保健・医療・福祉サービスや商業機能の確保を図るなど、地域の実態に応じた日常生活の基礎的条件の確保を図るものとする。施策の実施に当たっては、地域の特色を活かした地域色豊かな景観に配慮するとともに、安全で安心な生活を送ることができるよう、耐震化やユニバーサルデザインにも配慮することが必要である。

また、地域住民が日常生活を営む上での安全確保のため、消防・救急体制の整備や防災体制の充実等を図るものとする。

②地域産業及び自然環境の保全と地域文化の維持・振興

地域の基幹産業である農林業の維持・振興のため、担い手の確保や集落営農組織の育成、農商工の連携や地産地消の推進等により農林業の生産活動の維持を図るとともに、地域特性に応じた付加価値の高い作目の振興や6次産業化を推進するものとする。森林や里山など豊かな自然を活かした木質バイオマス発電や熱利用等、再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素の排出削減や3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組によって低炭素都市及び循環型社会の実現を目指すとともに、過疎地域の強みである美しい自然環境の保全に取り組むこととする。さらに、地域固有の伝統行事や歴史遺産・文化財の保存継承に努め、これらの地域資源を最大限に活かしたまちづくりや観光の振興等を図っていくものとする。

また、企業立地を進めるとともに、津山市成長戦略に基づき、地域資源を活用した産業振興施策を実施し、特産物の育成やブランド力の強化に取り組み、産業の成長や雇用の創出を推進していくものとする。

③地域情報化の推進と多様な交流の促進

過疎地域がタイムリーな情報収集を行い、全国に向けた情報発信を可能とするため、CATV等の情報基盤の活用促進を図るものとする。そして、豊かな自然環境を活用して、市街地に居住する市民や都市の住民の憩いと安らぎの交流空間として積極的に提供し、都市と農山村の交流機会を形成し

ていくものとする。そのため、自然体験施設の PR やキャンペーン等の普及活動、魅力ある郷土料理や特産品の開発、体験プログラムの企画・開発を促進し、過疎地域への交流人口の増加を図るものとする。

④子育て環境の充実と集落機能の維持及び移住・定住の促進

過疎地域の少子化は本市全体に比べて顕著である。そこで、各地域の実情に応じた就学前教育・保育環境の充実や教育環境の向上等を図り、地域の未来を担う子どもたちが安全に健やかに成長できるような環境づくりを積極的に行うものとする。

また、過疎地域には、人口減少・高齢化により、集落機能の維持が困難になっている地域もあり、住民が主体となって地域の魅力や課題等を掘起し、地域の活性化を図る取組を積極的に支援することにより、集落機能の維持強化を図るとともに、IJU ターン希望者への各種情報提供や支援等を行い、移住及び定住を促進していくものとする。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

本市は、平成 27 年度末に第 5 次総合計画を策定し、平成 28 年度以降 10 年間の市政運営の指針やその実現のための基本的な考え方及び具体的な施策を体系化して示すこととしている。この 10 年間で前期（平成 28 年度～31 年度）、中期（平成 32 年度～34 年度）、後期（平成 35 年度～37 年度）に分け、総合計画の基本構想を具現化するため、主要事業を実施することとしている。

本計画は総合計画の体系の一部であり、総合計画との整合性を図るため、第 5 次総合計画において、今後実施予定の主要施策については、平成 28 年度以降に追加等を行うこととする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成 28 年 2 月に津山市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設マネジメント基本方針として「市民ニーズに対応した行政サービスを提供できる施設機能を、施設の安全性を確保しながら継続的に維持する」と定め、次の取組を推進していくこととしている。

- 取組 1 公共施設の面積総量（総延床面積）の適正化と多機能化の推進
- 取組 2 施設の長寿命化の推進
- 取組 3 公共施設の管理運営コストの縮減と財源の確保

取組4 市民との情報及び認識の共有化

取組5 個別の施設管理計画の策定

また、インフラ施設マネジメント基本方針として「市民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設について、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を継続的に維持する」と定め、メンテナンス方法を転換するなど、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める。なお、更新及び新設については、各インフラの現在の状況、社会情勢の変化等に対応するコンパクトなまちづくりも想定しながら総合的に検討していくこととしている。本計画において、公共施設等の整備や運営、維持管理については、公共施設及びインフラ施設のマネジメント基本方針に基づき、整合性を図りながら、効率的・効果的に実施するよう努める。

2 産業の振興

(1) 農林業の振興

ア) 農業

① 現況と問題点

本市過疎地域においては、水稻、果樹、野菜及び畜産を主体とした農業に取り組んでいるが、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足などにより耕作面積は年々減少し、耕作放棄による農地の荒廃が進んでいる。

これまで、生産コストの縮減を図るなど諸施策を推進してきたが、従来の取組の延長では、持続可能な農業・農村の実現を図ることは難しい。今後一層の農業の持続的発展を促すため、認定農業者や集落営農組織など担い手の育成と組織強化、新規就農者の掘起しと育成、農家の経営所得の安定化と農地の集積化、農業生産基盤の維持・強化などを積極的に推進し、特産品の品質向上とブランド化を進め、農業経営環境の改善を図っていくことが必要である。

畜産においては、飼料価格等生産費の高騰や消費の低迷により、生産意欲の低下や後継者不足が相まって飼育農家は漸減していくことが予測されるため、飼育管理や経営管理の改善、「つやま和牛」のブランド化の推進など地域の特性を活かした安全・安心で高品質な農畜産物の産地形成等により経営の安定化を図っていく必要がある。

また、過疎地域においては近年、有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、この対策が課題となっている。

②その対策

農業振興地域整備計画に基づいた適正な土地利用を推進し、農地の保全に努める。また、中山間地域等に対する農地保全の諸制度の積極的な活用を図りながら、地域集落の農業生産活動の強化に努める。

地域農業の担い手の中心となる認定農業者の掘起し、集落営農による農地の利用集積を促進するとともに、担い手・後継者不足の対策として地域等で農地の耕作に取り組むことができる組織の育成を推進する。生産性向上のため、ほ場整備事業の未実施地区への整備を推進し、農道、ため池、用排水路及び用水施設の整備を促進する。

農産物については、優良米の生産やピオーネの生産面積の拡大と品質向上、加茂地域における五輪原高原の大根、阿波地域の有機栽培による農作物、氷温米やリンゴ、久米地域の新高梨やジャンボピーマン・梅等の生産を促進する。

また、品質の向上を図るだけでなく、付加価値を高めながら特産品のブランド化を進めるとともに、産地と消費者との直接の交流を進めるために、道の駅や農産物直売所を活用した地産地消の推進、都市部など大規模消費地への直接販売など、新たな販路の開拓に取り組む。

有害鳥獣の被害に対しては、有害鳥獣の防除体制の整備や捕獲等に対して支援を行い、農地の荒廃を防ぐ取組を進める。

イ) 林業

①現況と問題点

加茂地域、阿波地域においては、古くから自然条件を活かした林業が盛んに行われてきた。しかし、現在の林業を取り巻く環境は厳しく、木材価格の長期低迷により林業採算性が悪化し、森林所有者の経営意欲の低下を招くとともに林業就業者の高齢化や後継者不足などにより、森林が伐採されずに放置されることが多く、保育管理の低下や山林の荒廃に繋がっている。

森林は自然環境の保全や水源のかん養、地球温暖化防止など重要な役割を果たしており、その機能を維持するため、森林の適正な管理や林内路網の整備など、生産基盤体制の確立を図るとともに、地域材を積極的に利用し、需要を高める取組を推進する。

また、地域内外の人々が森林とのふれあいを実感できる空間を整備し、森林や林業に対する理解や関心を深め、担い手不足の解消や山村地域の活

性化を図る。

②その対策

林業振興については、国が平成 21 年 12 月に策定した「森林・林業再生プラン」及び津山市が平成 27 年 7 月に策定した「津山市森づくり基本計画」に基づき諸施策を講じるものとし、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築していく。

具体的には、林内路網の整備、先進的な林業機械の導入、人材育成などの取組を森林組合等の林業事業体と協力して進めていく。美作材の需要拡大のため、県産材の利用促進と併せて、地元産材を利用した木造住宅建設促進やリフォームの拡充を図るとともに、美作材の輸出事業の展開を進める。

また、木質チップ製造施設の整備や市有施設への木質バイオマス熱利用機器の導入等により豊富な森林資源を活かしたエネルギーの地産地消や地域内循環を図り、森林保全や林業及び地域の活性化を目指す。

森林の持つ保健・休養機能を積極的に活用して、森と親しみ環境学習を行う活動や市有林等を活用した間伐等の林業活動の体験ができる機会を設け、人々の森林・林業への理解を深め、人と自然が共生できる環境整備を進める。

そして、持続的な林業を推進するため、林道や作業道の整備、高性能林業機械の導入、人材の育成等を一体的に計画、実施するとともに、間伐の推進を図るほか、天然下種更新・針広混交林化など多様な森林施業を推進する。

(2) 地場産業の振興、企業誘致、起業促進等

①現況と問題点

過疎地域内の工業は、新技術の導入等による先端技術型の企業が数社あるものの、従来からの木材・木製品工業や繊維業、金属加工等を含む 10 人以下の小規模経営の企業を中心である。企業誘致により雇用機会の創出を図り、地域の自立促進と若者の定住化を進めるため、平成 6 年に久米地域に 58.1ha の県営久米産業団地が完成し、現在、操業済企業は 8 社となっており、産業基盤の中核をなしている。今後も本市の優位性を強くアピールしながら、県と連携して早期の企業誘致に努める必要がある。

一方、産業構造の変化や経済のグローバル化の中で企業誘致が非常に厳

しくなっていることから、地場産業を基本とした起業化により産業を興す取組が重要になっている。

さらに、阿波小学校の閉校に伴う跡施設の活用についても、地域の産業振興に向けた有効な対策の一つとして考えられ、地域と一体となった取組が重要となっている。

また、これからの農業は、市場出荷だけでなく地元直売所などを活用することにより、自らが販売価格を設定し、数量や規格が整わない作物や希少性の高い作物を活かしていく取組が必要となっている。

②その対策

津山圏域に立地する工業団地との連携を図り、産業支援センター等関係機関の協力を得て、異業種間の技術、情報交流を進め製品開発を促進するとともに、企業の経営基盤強化、経営革新と新事業の創出等を促進することにより過疎地域の地場産業の振興を図る。

また、地場産業の振興と連動して、地域資源を活かした特色のある農産物加工業など生産加工販売の一貫体制を図り、6次産業化の促進に努める。

一方、旧阿波小学校の施設については、地域ニーズを踏まえ農産物加工施設の整備を行う。

久米産業団地については、岡山県と連携を取りながら企業誘致活動を積極的に進め、企業の早期立地を図る。

起業化の取組については、岡山県とも連携し、商品化支援事業及び産業支援ネットワークの活用によるワン・ストップでの情報提供や助言・相談事業等を実施しており、地場産業や立地企業の技術・ノウハウ・人材などを活かした起業の促進を図る。

また、支所庁舎等の空スペースや空家を活用したサテライトオフィス等の誘致を図る。

農業における直売所については、地産地消を推進するための拠点として重要であり、既存の直売所の充実を図るとともに利便性を上げるよう努める。

(3) 商業及び観光の振興

ア) 商業

①現況と問題点

過疎地域の商業は、食料品や日用雑貨を扱う小規模な小売業が大半で、

少子高齢化による人口減少が進み、地域の購買力も低下している。さらに、市内に進出した大型店や専門店に消費者が流れ、商店主の高齢化、後継者不足も重なり、空き店舗が増え、消費者ニーズも多様化、高度化している中、非常に厳しい経営状況が続いている。

今後は、車を持たない高齢者世帯等を中心に生活用品等の買い物が困難になることが懸念され、まちづくりと一体となった商業活性化の取組が求められている。

②その対策

過疎地域の商業については、セーフティネットとしての商業機能があるため、商工会等と連携し、中・長期的な経営基盤づくりの促進や消費者ニーズに沿ったビジネスモデルの構築を図るとともに、移動手段を持たない高齢者等への買物サポート等、買物弱者の生活向上に資する取組を検討する。

また、少子高齢化が進む地域の活性化のため、集客力の期待できる観光産業との連携を図る。

イ) 観光

①現況と問題点

近年、旅行形態は、団体観光から小グループの個人旅行へと変化が見られ、個人旅行の伸展とともに、旅行に求められるものも多様化し、様々な体験や地域の人との交流を目的としたニューツーリズムが注目を集めている。

本市過疎地域は、豊かな自然とすばらしい歴史、四季を通じて自然を満喫できる自然体験施設が数多く存在している。グリーンツーリズムや文化観光のような新しい旅行スタイルに対応するため、旅行者のニーズを的確に捉えた幅広い観光メニューやサービスの提供、安全で快適な受入体制の整備を推進する必要がある。

また、文化活動やスポーツ活動を通じて、県内外から過疎地域内の施設利用者が増加しており、既存施設と周辺の自然環境を活用して、若者をはじめとする都市住民との交流人口の増加を図る。既存施設については、老朽化により改修が必要になっている施設やバリアフリー対応が遅れている施設もあり、障害者や高齢者など全ての人が利用しやすいよう整備する必要がある。

②その対策

過疎地域では、キャンプ場など自然を活かした施設の整備を行い、既存施設を活用した体験プログラムの開発などにより、新たな観光ニーズに沿った観光地づくりを進める。また、地域の特性を活かした農産物直売施設や道の駅、農林業との連携を進め、多様なニーズに対応できる観光機能の充実を図る。さらに、過疎地域の豊かな自然環境を活かした滞在型施設や温泉施設、旧津山市内の観光地との連携による回遊性向上につながる滞在型観光の促進や、文化・スポーツ活動を通じた施設の有効活用による交流人口の増加を図る。

なお、観光施設等の整備については、ユニバーサルデザインに配慮し、全ての人に安全で優しい観光地づくりを促進する。

観光客を誘致するためには地域情報発信機能の強化が不可欠であり、各種の媒体を通じて細やかな情報発信を行うとともに、観光協会等と協力し魅力ある観光地としての情報発信を積極的に行う。

(4) 事業計画（平成28～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業 の振興	(1)基盤整備 農 業 林 業	黒木地区水路改修事業	津山市	旧加茂町
		林道橋補修事業	津山市	旧阿波村 旧加茂町
		林業専用道整備事業	津山市	旧阿波村 旧加茂町
		木質チップ製造施設整備事業	津山市	旧加茂町
	(4)地域産業の振興 加工施設	農産物加工施設整備事業	津山市	旧阿波村
	(6)起業の促進	支所庁舎等のサテライトオフィス整備事業	津山市	過疎地域
	(8)観光又はレクリエーション	黒木キャンプ場及び黒木ダム親水公園再整備事業	津山市	旧加茂町

		三世代研修宿泊施設「ウッディハウス加茂」大規模改修事業	津山市	旧加茂町
		津山圏域衛生処理組合負担金（緑水園小グラウンド整備事業）	津山圏域衛生処理組合	過疎地域
		バイオマス産業都市構想推進事業	津山市	旧阿波村
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	産業経済団体支援事業 過疎地域の商工会、観光協会の支援を行い、地域経済の振興を図る。	津山市	過疎地域
		有害鳥獣防止対策事業 有害鳥獣の防除に対し、支援を行い、農地の荒廃を防ぐ。	津山市	過疎地域
		空家活用サテライトオフィス整備補助事業 事業所が空家へサテライトオフィスなどの事務所を設置する際の整備費を補助し、地域経済の活性化を図る。	津山市	過疎地域

3 交通通信体系の整備、

情報化及び地域間交流の促進

(1) 道路網の整備

① 現況と問題点

国道・県道については、高速道路や岡山空港へのアクセス道路、さらに住民の生活圏、通勤圏の拡大に必要な道路、工業団地などの産業振興を支援する道路を中心に整備が進められているが、自転車道・歩道等の交通安全施設の整備が遅れているものや、未改良の部分もあり、早急な改良整備が望まれる。

市道は、集落間や幹線道路へ連絡する基礎的な生活道路であり、通勤、

通学、買物その他産業活動に利用され、住民の日常生活に不可欠の道路である。過疎地域においても改良整備を進めているが、今後整備が必要な路線が数多くある。また、道路舗装の経年劣化による損傷や車両通行による轍掘れ等、道路面の痛みが激しい箇所があり、早急に修繕する必要がある。

農道整備については、農業基盤整備事業と並行して計画的に実施しており、今後も継続実施する必要がある。

また、林道についても地域住民の生活道、集落間連絡道としての役割が大きいことから、その機能が十分果たせるような林道整備を行うことが必要である。

②その対策

国道については、久米地域内の幹線道路でもある国道 181 号と 429 号の改良及び交通安全施設としての歩道の整備について、国・県へ要望する。

県道については、加茂・阿波地内の主要地方道津山智頭八東線等 3 路線の主要地方道及び倉見斉野谷線等 3 路線の一般県道、久米地域では主要地方道久米建部線及び余野上久米線等 8 路線の一般県道の改良及び歩道整備について要望する。

市道の整備については、道路改良をはじめ交通安全施設や歩道の整備を計画的に実施し、安全で快適な道路づくりに努める。また、主要な幹線から順次オーバーレイを実施する。

農道整備については、農業基盤の整備と平行し、路面舗装の促進など計画的に実施する。

林道整備については、他の道路と異なり、重要な交通手段としての機能に加えて、林業など産業の振興のために欠かせない施設という二重の性格を有している。このため、保育作業や素材生産の効率化により林業経営の合理化を図ることを目的として、体系的に幹線林道及び作業道の整備を積極的に推進する。

(2) 鉄道整備及び交通確保対策

ア) 鉄道

①現況と問題点

本市の過疎地域には津山・鳥取間を結ぶ J R 因美線と姫路・新見間を結ぶ J R 姫新線が通過している。加茂地域に美作加茂、知和及び美作河井の三駅が、久米地域に美作千代駅及び坪井駅があり、地域住民の通勤、通学、

買物の足として重要な役割を果たしているが、その一方で自家用車の普及に伴う乗客数の低迷により減便され、利便性の低下がさらなる乗客の減少の要因となっている。

また、美作加茂駅、知和駅及び美作千代駅はＪＲから駅舎の譲渡を受けて市が管理を行っており、鉄道利用者の利便性の向上を図っている。今後、通学生徒数の減少による利用者の減少が予測されるが、鉄道は通学生徒だけでなく高齢化が進んでいる過疎地域の住民の欠かせない交通手段であり、利用促進を図り、存続を働きかけていく必要がある。

②その対策

ＪＲ因美線、姫新線の鉄道施設の近代化とダイヤ改善を要望するほか、利便性の向上を図りながら、鉄道の利用促進運動を積極的に推進する。

イ) 交通確保対策

①現況と問題点

過疎地域においては、児童生徒や高齢者にとって乗合バスも鉄道と同様に重要な交通手段である。現在、乗客は減少しているものの運行費補助を行い路線維持しているのが現状である。しかし、道路運送法の改正により民間バス会社が不採算路線から相次いで撤退し、公共交通機関のない地域が発生しているため、行政による代替バスの運行等により対応している。

一方、民間バスのなかった阿波地域では、合併以前より公営バスを運行し、地域の重要な交通手段となっている。また、平成 25 年度から地域の NPO による過疎地有償運送事業の取組も始まっている

医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進める「コンパクトシティ プラス ネットワーク」の考え方からも市民の交流と地域の利便性向上のためには、本庁舎をはじめ中心市街地の公共施設等への移動を容易にし、旧町村地域と中心市街地を結ぶ交通手段として、バス路線を中心とした公共交通体系の構築が課題となっている。

②その対策

過疎地域における公共交通を維持・確保するとともに合併に伴う旧町村と市中心市街地の一体性の確保と交流を促進するため既存の民間バス路線、福祉バス路線等の見直し、再編、又は連携の強化により効率的で利便性の高い交通体系の構築を図る。また、ＪＲとの連携も図る。

(3) 電気通信施設の整備と情報化の推進

① 現況と問題点

過疎地域では、山間に集落が点在している箇所が多く、災害発生時に住居や集落が孤立する恐れがあり、その対策が急務となっている。

そのため、各戸への防災伝達手段として、デジタル防災無線配信設備の整備と戸別受信機の設置を進めており、防災基盤の整備を行っている。

今後は、未整備地域への整備を早急に進める必要がある。

② その対策

整備が残る加茂地域へのデジタル防災無線の整備を早期に進め、デジタル波方式による1波同報体制を構築し、Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動した緊急情報発信体制を整える。

(4) 地域間交流の促進

① 現況と問題点

本市過疎地域は、豊かな自然や多くの史跡・文化財など地域資源に恵まれているが、PR不足や観光ルートの未整備などから、観光資源としての活用が十分でなく、近隣の観光地の通過地点となっているのが現状である。

キャンプ場等の施設も、夏場のキャンプシーズンを除いて、他の地域からの人の流れが少なく、観光資源の整備と活用を図り、地域イベント等を活用した地域間交流活動を促進していく必要がある。

また、加茂・阿波地域は、豪雪地帯対策特別措置法により「豪雪地帯」に指定されており、冬季は積雪が多く、日常生活や観光に多大な影響を及ぼしている。そのため、除雪作業が重要であり、交通機能を確保することで、本地区と他地区との人的・物的交流を促進する。

② その対策

観光資源の整備を行いながら、既存の地域イベントや道の駅等を活用し、地域間交流の促進や地域経済の発展、IJUターン希望者の増加に繋げる。

除雪作業は、早朝、日常生活が始まる前に完了することが重要で、迅速な対応が必要である。除雪用の機械は現有のものが老朽化しており、除雪車や耐用年数を超える機械は定期的に更新し、除雪機能を高め、交通機能を確保する。

(5) 事業計画 (平成28～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通 通信体系 の整備、情 報化及び 地域間交 流の促進	(1)市町村道 道 路	市道 U3087 号線 改良 L=210.0m W=7.0m	津山市	旧加茂町
		市道 1041 号線 改良 L=90.0m W=4.5m	津山市	旧加茂町
		市道 1035 号線 舗装 L=62.2m W=6.0m	津山市	旧加茂町
		市道 U4070 号線 舗装 L=1300.0m W=6.5m~7.2m	津山市	旧加茂町
		市道 2044 号線 舗装 L=700.0m W=5.0m	津山市	旧加茂町
		市道 2043 号線 舗装 L=800.0m W=6.0m	津山市	旧加茂町
		市道 1038 号線 舗装 L=400.0m W=6.0m	津山市	旧加茂町
		市道 2048 号線 舗装 L=250.0m W=6.0m	津山市	旧加茂町
		市道 U3029 号線 改良 L=100.0m W=7.0m	津山市	旧加茂町
		市道 2062 号線 舗装 L=550.0m W=6.0m	津山市	旧阿波村
		市道 X3040 号線 歩道新設 L=85.0m W=2.5m	津山市	旧久米町
		市道 X4087, X4127 号線 舗装 L=2,150.0m W=6.0m	津山市	旧久米町
		市道 1062, 1063 号線 舗装 L=1,550.0m W=7.0m~7.5m	津山市	旧久米町
		市道 X1075 号線 改良 L=270.0m W=4.0m	津山市	旧久米町
市道 X5001 号線 改良 L=160.0m W=4.0m	津山市	旧久米町		

橋りょう	市道 X6036 号線 改良 L=200.0m W=4.0m	津山市	旧久米町
	市道 X4025 号線 改良 L=1,500.0m W=5.0m	津山市	旧久米町
	市道 X2052 号線 改良 L=700.0m W=7.0m	津山市	旧久米町
	市道 X2043 号線 改良 L=200.0m W=5.0m	津山市	旧久米町
	市道 X2030 号線 改良 L=13.8m W=4.0m	津山市	旧久米町
(6) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災無線デジタル更新工事	津山市	旧加茂町
(9) 道路整備機械等	除雪機械整備事業 除雪トラック 4 t	津山市	旧加茂町
(11) 過疎地域自立促進特別事業	バス運行支援事業 民間バス事業者に運行補助を行い、地域の公共交通の維持を図る。	津山市	過疎地域
	バス路線維持対策事業 バス利用のニーズの把握を行うとともに、バス利用や路線のPR・情報提供を行い、利用促進を図る。	津山市	過疎地域
	地域イベント支援事業 地域イベントの開催に補助を行い、地域間交流の促進を図る。	津山市	過疎地域

4 生活環境の整備

(1) 水道施設・下水道処理施設の整備

① 現況と問題点

快適な居住環境の形成には、上水道、下水道施設の整備と適切な廃棄物処理が求められる。本市過疎地域における給水普及率は99.8%と普及が進

んでいるものの、山間部特有の地形環境のため、ポンプ室、配水池など多数の水道施設が点在し、維持管理が困難で断水事故等への対応が遅れがちな状況である。今後も老朽化した施設について、更新を検討する必要がある。

下水処理施設は、久米地域では中心部における公共下水道の整備が行われており、加茂地域では農業集落排水施設と特定環境保全公共下水道、阿波地域では農業集落排水施設の整備が行われている。

加茂地域の一部については、特定環境保全公共下水道の事業化留保箇所の見直しがあり、当該地区の整備を急がなければならない。

阿波地域及び加茂地域の一部は農業集落排水施設の事業は完了となっているが、施設の老朽化が進み、将来にわたり適切な汚水処理を行うための施設改修を行う。

久米地域については、普及率が約 39.5%と、他の過疎地域に比べ普及率が低く、今後においても公共下水道区域内の整備を急がなければならない。

また、下水道計画区域外の地区においては、合併処理浄化槽の普及促進をなお一層図る必要がある。

廃棄物処理については、平成 27 年度に津山圏域クリーンセンターが整備されることに伴い、安定的かつ計画的なごみ処理を行っていく必要がある。

また、し尿処理については、し尿処理施設の老朽化や合併浄化槽の普及に伴う搬入物の性状の変化により、処理施設の更新が急務になっている。

②その対策

阿波・加茂地域では、水道水の安定的な供給を継続的に行うため、関係機関と連携しながら、平成 28 年度末までに、簡易水道の上水道への統合を順次進めていく。

持続可能な循環型社会を実現し、市民の安全で快適な地域づくりと生活の維持・向上を図るため、地域の特性に適した施設整備を効率的、経済的に実施していく必要がある。

また、将来にわたって快適で衛生的な生活環境を整備し、河川などの公共用水域の水質保全を図るため、「クリーンライフ 100 構想」に基づき、今後も適切な汚水処理を推進する。下水道整備区域については、広報活動を積極的に行い、早期接続を推進する。

廃棄物処理については、分別収集を徹底し、生ごみ処理機・容器の普及に努めるほか、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法への対応の啓発を行うなど、ごみの減量化を推進する。

なお、し尿処理については、平成 30 年度までに処理施設の更新整備を行

う。

(2) 消防、防災、防犯等安全で安心できる地域づくり

① 現況と問題点

住民を災害から守る消防業務は、広域常備消防と消防団で対処している。平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団は地域防災力の中核と位置づけられた。

本市においては、合併により従前の津山市消防団組織に旧町村の消防団が統合して構成されているが、過疎地域の消防団では高齢化の進行や職場における勤務形態の変化等により、団員確保が困難となっているなど課題は多い。

また、広域常備消防においては、広域通信管理システムを導入した「津山圏域消防組合本部・消防署庁舎」を平成 12 年に整備し、多種多様化・大型化した災害に対する災害・救急救助を迅速かつ適切に行うことが可能になった。平成 26 年には、東消防署が開署し、署所の統廃合を完了したが、残る分署や出張所施設の老朽化、車両収容等に対する狭隘な状況が課題となっており、防災拠点施設の更新が必要である。

消防施設においては、消防車両、防火水槽とも計画的に整備しているが、充足している状況ではなく、今後も順次、整備・更新していく必要がある。

救急体制については、圏域消防の加茂出張所に高規格救急車両が配備されているが、今後も救急施設及び資機材の充実を図る必要がある。

災害等の発生時には、情報の収集・伝達が重要であり、国・県をはじめ関係機関との連絡体制の充実が必要であるほか、防災行政無線等の情報伝達機器の整備も必要である。

高齢化の進む過疎地域においては、近年は特殊詐欺などの犯罪や事故が多発し、安心・安全に対する住民の関心は高まっている。犯罪を未然に防止するために、家庭や学校、職場、地域、警察、行政機関等が連携を図りながら、住民の防犯意識を高め、地域を中心とした自主防犯体制の推進に努める。また、交通事故に遭いにくい対策を地域ぐるみで取り組む必要がある。

② その対策

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資する体制づくりのため、消防団への加入促進や消防団の整備充実及び強化に向けた取組を継続して実施していく必要がある。

合併後、新たな消防団体制、装備の統一を目的に機構改革を実施したところであるが、機能充実に向けた検討を継続するとともに、女性の入団の促進を図る。また、消防力の強化のため、消防ポンプ車、可搬積載車、小型動力ポンプ、消防機庫、防火水槽等の消防施設を年次計画により更新配備・充実に図る。

併せて、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設置・育成と消防団との連携体制を構築する。

災害時の情報収集については、関係機関と連携し、情報収集力の向上を図る。また、情報伝達については、防災行政無線や有線放送、CATV等の効率的な活用により、各戸への情報伝達の充実に図る。

防犯対策としては、警察や地域企業、関係機関・団体などと連携を図り、犯罪・事故等に関する情報の提供、地域ボランティア活動の支援などにより、市民の防犯意識を高め、地域中心の自主防犯体制を確立するとともに、犯罪防止につながる防犯機器等の設置を進める。

また、交通安全教育指針に基づいた安全教育や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備及び犯罪防止に配慮した環境設計など「安全で安心できる地域づくり」を推進する。

(3) 住環境の整備

① 現況と問題点

良好な住宅確保は、住民の豊かな暮らしを保障する基本的な条件である。

「住まい」はあたたかい家庭生活を営み、心のふれ合う地域社会を築くための場であると同時に、「人格の形成と人間性の回復の場である」という観点から、良好な住環境の整備を推進する必要がある。

本市過疎地域においては、公営住宅が整備されているが老朽化の激しい施設もあり、建替え等の対策が必要となっている。

また、公園・緑地は地域住民の身近な安らぎの場であるとともに、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動の場として重要な機能を果たすものである。本市過疎地域においても多くの公園・緑地が整備されているが、適正な管理を行い、さらに多くの住民に利用される施設とすることが必要である。

② その対策

平成27年3月に策定した「津山市市営住宅長寿命計画」により、建替え、用途廃止、維持保全、個別改善を適宜行いより快適な住環境を整える。

地域住民の協力のもと、住民の憩いの場として相応しい公園となるよう各公園の適正な管理を行う。また、公共施設の周辺等の緑化にも積極的に取り組む。

(4) 事業計画（平成28～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活 環境の整 備	(2) 下水道処理施設 公共下水道	公共下水道久米処理分区事業	津山市	旧久米町
		特定環境保全公共下水道加茂 処理区事業	津山市	旧加茂町
	農業集落排水施設	農業集落排水施設阿波・加茂 処理区事業	津山市	旧加茂町 旧阿波村
		その他	合併処理浄化槽設置整備事業	津山市
	(4) 消防施設	消防ポンプ自動車更新	津山市	過疎地域
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	消防団運営事業 消防団活動に対し経費を交付し、消防 団組織の機能強化を図る。	津山市	過疎地域

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者の保健、福祉の向上及び健康づくり

① 現況と問題点

本市過疎地域においては、平成22年の国勢調査によると65歳以上の高齢者は4,321人で、総人口に占める割合は既に35.1%であり、平成17年の国勢調査と比較して高齢者は3人減少しているが、総人口の減少により、高齢化率は1.9ポイント上昇しており、この傾向は今後も続くと予想される。高齢者のいる世帯は、全世帯の約7割に達しており、高齢者の単身及び夫婦世帯についても増加している。また、高齢化率が50%を超える集落

も出現し、最も高齢化率が高い集落では70%に達している。

このような状況の下、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう高齢者に対する健康づくりの推進や病気の早期発見による疾病予防がますます重要になるとともに、日常生活圏域内で住まい・医療・介護・生活支援・介護予防を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっている。

また、保健福祉施設の老朽化が進んでおり、改修や改築が必要となっている。

②その対策

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、サービス体制の整備や介護保険サービスの適切な運用に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して充実した生活を送れるよう関係機関と連携しながら地域包括システムの構築を推進する。

高齢者の健康づくりについては、あらゆる機会を通じて、健康教育や介護予防の啓発、充実を努めるとともに高齢者の健康診断受診を促進する。

施設の改修についても必要な施設から順次改修を実施し、有効活用を努める。

(2) 児童その他の保健及び福祉の向上

①現況と問題点

高齢化の問題と同様に地域における少子化が顕著になってきており、過疎地域における出生児数は非常に少なくなっている。兼業農家や共働き家庭の就業実態からみても、乳幼児の保育環境を整えることが急がれており、地域の実情に応じた保育施設や保育内容の充実が求められている。

また、放課後児童の安心・安全な遊びと生活の場を確保する放課後児童クラブや放課後子ども教室の取組のほか、子育て支援に資する施設の整備や老朽化に対応するための改修・改築、医療費の支援など、子育てしやすい環境づくりが求められている。

②その対策

少子化対策の一環として、「津山市子ども・子育て支援事業計画」に基づく幼児教育と保育、医療費の支援等も含めた子ども・子育て支援サービスの充実を図り、子どもを健やかに生み育てる環境づくりを推進する。

また、乳幼児の保育環境を整えるため、必要な保育施設等の整備を実施

するとともに、放課後児童の安心・安全な遊びと生活の場を確保するための施設等の改修や改築についても必要に応じて順次実施し、有効活用に努める。

(3) 事業計画（平成28～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設整備事業	津山市	過疎地域
	(4) 認定こども園	認定こども園施設整備事業	津山市	過疎地域
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	放課後子ども総合プラン推進 事業 放課後児童クラブや放課後子ども教室 の設立等を支援し、放課後の子どもの 居場所を確保する。	津山市	過疎地域
		一時預かり事業 保育園等で一時預かり保育を実施し、 乳幼児の保育・教育環境の充実を図り、 子育てしやすい環境を整備する。	津山市	旧加茂町 旧久米町
		民間教育・保育施設特別保育 事業 民間の特定保育・保育施設に対し、特 別保育の実施について支援し、保育の 充実を図る。	津山市	旧加茂町 旧久米町
		地域子育て支援センター事業 久米保育所における地域子育て支援セ ンターの実施について支援し、子育て 支援の充実を図る。	津山市	旧久米町
		民間保育園保育士加配事業 民間保育園に対し、保育士の加配を支 援し、保育の充実を図る。	津山市	旧加茂町 旧久米町

	<p>子ども医療費給付事業 児童に対する医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。</p>	津山市	過疎地域
	<p>ひとり親家庭等医療費給付事業 ひとり親家庭の親及び児童の医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。</p>	津山市	過疎地域

6 医療の確保

(1) 医療対策及び健康づくりの推進

① 現況と問題点

心身ともに健康な生活を営むことは、皆の願うところである。医療技術の進歩、公衆衛生や生活の水準は向上したものの、死亡率において、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が今もって上位を占めているのが現状である。生活習慣と深いかわりがある疾病として、肥満症、脂質異常症、糖尿病、高血圧症などが挙げられるが、通院者率において、肥満症や脂質異常症は横ばい状態、糖尿病、高血圧症などはまだまだ増加傾向にあり、状況改善のため幅広い対策が必要となっている。

これに対し、本市過疎地域における医療施設は少なく、専門的な診療・治療を必要とする場合は市中心部の医療機関にかかる例が多く、過疎地域内の医療機関における急患への対応や、高齢者の健康の保持増進を図ることが重要である。

また、高齢者には過疎地域内、市中心部いずれの医療機関についても通院のための公共交通機関の確保が必要であり、一方では、高齢化の進む中、医療機関の少ない過疎地域においても健康づくりが重要であり、各自が「自分の健康は自分でつくる」という基本に立って生活することが求められている。

②その対策

過疎地域内の各医療機関・医師会との連携を取りながら、休日昼間救急医療体制や夜間救急医療体制の充実により、地域医療の確保を図る。救命救急については、国・県・医療機関と連携し、医療設備・体制の充実を図る。

そして、通院のための公共交通機関の確保が必要であることから、通院バスの運行や医療機関を巡回する路線バスの運行を推進する。

健康づくりは、過疎地域においても重要な課題であり、一人ひとりが健康づくりのためのライフスタイルへ移行できるように地域の愛育委員などと連携し、第2次「健康つやま21」の取組を進める。さらに、健康の保持・増進に資するため、健康診査の受けやすい環境づくりを推進する。

(2) 事業計画（平成28～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療 の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	愛育委員活動支援事業 地域の愛育委員活動を支援し、健康づくりの増進を図る。	津山市	過疎地域
		がん検診推進事業 過疎地域でがん等集団検診を実施し、健康診査の機会を提供する。	津山市	過疎地域

7 教育の振興

(1) 学校教育環境の整備

①現況と問題点

本市過疎地域の学校教育環境は、少子化により児童生徒数の減少が見られ、特に、遠距離通学の児童、生徒の通学手段の確保が課題となっている。

また、施設面では、老朽化が進む施設の改修、プール整備、空調施設の整備が急務となっている。

さらに、過疎地域では相対的に教員数も少ないことから、児童生徒の健

全育成のための人材整備と体制を構築し、良好な教育環境の維持充実を図る必要がある。

②その対策

地域の特性を活かした心豊かな教育を推進するとともに、家庭、地域と連携し、教育環境の維持向上を図る。

遠距離通学の児童、生徒対策として、スクールバスや臨時通学バス、通学タクシーを引き続き運行するとともに、公共交通機関等利用者には通学費補助を行う。

教育施設については、施設の改修、プール、空調施設の整備等を計画的に実施し、良好な教育環境の確保に努める。

小中学校に支援員を配置し、特別な支援（障害児介助・日本語指導等）が必要な児童生徒への支援や問題行動などに十分な対応ができる体制を整備する。また、学校図書館への図書整理員の配置や外国語活動講師派遣事業、就学援助事業の実施などにより、教育水準の維持向上に努める。

さらに、給食支援員を配置することによって、児童、生徒の健全な食生活を実現するとともに、過疎地域の教育環境を整える。

（２）集会施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備

①現況と問題点

生活水準の向上と余暇時間の増大が進むなかで、人は健康で心の豊かさや生きがいを求め、充実した人生を送ることを望んでいる。そのためには、生涯学習講座の機会提供、人材育成等の生涯学習推進体制の整備及び社会教育施設、社会体育施設等の充実・整備が求められている。

社会教育施設では老朽化の進んでいるものがあり、順次修繕・改築する必要がある。

また、社会体育施設についても老朽化した施設の改修や、設備の更新が課題となっている。

②その対策

大きく高まっている生涯学習に対する住民の要望に応えるため、生涯学習体系を充実し、施設の有効活用を図るとともに、施設の改修・改築を進め、社会教育施設の充実を図る。

また、社会体育施設については、老朽化した施設の改修に計画的に取り組み、体育関係団体と連携を図りながら既存施設の有効活用を図る。

(3) 事業計画 (平成28～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育 の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	加茂小学校校舎改修	津山市	旧加茂町	
		加茂中学校校舎改修	津山市	旧加茂町	
		喬松小学校校舎大規模改修	津山市	旧久米町	
		中正小学校校舎大規模改修	津山市	旧久米町	
		久米中学校校舎空調施設整備	津山市	旧久米町	
		誠道小学校校舎大規模改修	津山市	旧久米町	
	屋内運動場	加茂中学校屋内運動場大規模改修	津山市	旧加茂町	
		久米中学校武道場改修	津山市	旧久米町	
		喬松小学校屋内運動場大規模改修	津山市	旧久米町	
		誠道小学校屋内運動場大規模改修	津山市	旧久米町	
	水泳プール	秀実小学校プール改修	津山市	旧久米町	
		加茂小学校プール改修	津山市	旧加茂町	
		(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	大倭ふれあい学習館下水道接続事業	津山市	旧久米町
			阿波体育館改修	津山市	旧阿波村
		(4) 過疎地域自立促進特別事業	遠距離通学支援事業 遠距離通学者に対しスクールバスや通学タクシーの運行、通学費補助を行い、教育環境の維持を図る。	津山市	過疎地域

	小中学校支援員配置事業 過疎地域の小中学校に支援員を配置し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	過疎地域
	学校図書整理員配置事業 過疎地域の小中学校に図書整理員を配置し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	過疎地域
	小中学校給食支援員配置事業 過疎地域の小中学校に給食支援員を配置し、教育環境の維持向上を図る。	津山市	過疎地域
	英語活動講師派遣事業 過疎地域の小中学校に英語講師を派遣し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	過疎地域
	就学援助事業 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者へ援助を行い、教育の円滑な実施を図る。	津山市	過疎地域

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の保存・伝承及び振興

① 現況と問題点

本市過疎地域には、多くの文化財が所在する。これらの中には他の地域にも誇ることものできる県内でも有数の史跡や天然記念物等があり、観光面においても重要な役割を果たしており、特色のある民俗行事が催されるなど文化的にも地域性に富んでいる。

しかし、地域文化を物語る民俗行事などは、後継者不足等の要因からその振興や伝承については停滞しつつあり、観光面においても充分活かしきれていない。

このため、地域にある資料館や公民館を中心に、これらの伝統文化の保存・継承や文化財の公開・活用に努め、住民の学習機会の充実を図るとともに、児童生徒の郷土学習への活用を促進する必要がある。

また、文化活動については、既存の文化施設・公民館を中心に活動を行っているが、参加者の多くが高齢者であり、今後は若い世代とも連携を取

ながら文化活動の活性化を図る必要がある。

②その対策

住民や関係機関と連携し、文化財の学術的な研究及び保護活動を促進し、そのための体制整備と組織の強化に努める。

文化活動については、各地域において文化協会等を中心に行っている文化活動を支援し、地域に根ざした自主的な文化活動を推進する。

(2) 事業計画（平成28～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域 文化の振 興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	芸術文化振興事業 過疎地域で映画や演劇等の鑑賞会、演奏会を開催し、芸術文化の鑑賞機会を提供する。	津山市	過疎地域

9 集落の整備

(1) 定住促進等

①現況と問題点

本市過疎地域においては、人口減少が続いている。自然減が微減であるのに対し、社会減が高いウエイトを占めている。その社会減は、京阪神や県南地域に向かう新規学卒者の単身流出によるところが大きい。これが過疎地域の高齢化や少子化が進む最も大きな原因であるが、旧津山市内への転居も目立っている。これは、山間部は保健・医療施設や高等教育施設に遠く、旧市内への通勤が不便であることなどから、多くの機能が集中している市中心部へ若年層が転居しているためと考えられる。このため、人口減少が進み、高齢化率が著しく高くなっている地域が出てきている。

その一方で、本市の魅力为全国へ情報発信し、移住・定住希望者の増加を図るため、空家や賃貸等に関する情報を「津山市住まい情報バンク」で提供するとともに、お試し住宅や空家活用における助成制度の設置等によ

り、住居に関する支援や無料職業紹介センターと連携した就職支援、IJUサポーターの設置、移住支援のポータルサイト「LIFE（ライフ）津山」の開設等、移住相談体制の充実を図り、本市への移住・定住を促進している。

②その対策

人口減少の最も大きな原因である若年層を中心とした流出の防止、京阪神等の大都市圏域に流出した者の再転入、また他市出身者の受入促進等のために、働く場所の確保や生きがいを持ちながら生活ができるよう集落機能の維持強化を図るとともに、豊かな自然環境を活かした地域間交流の促進を図る。

（２）集落機能の維持

①現況と問題点

各集落では町内会や愛育委員会、老人クラブ、青壮年会、消防団などが組織され、この間、集落機能の維持を図ってきた。しかし、人口減少及び高齢化が進む中で集落機能の維持が困難になっている地域もある。

本市では、集落機能の維持が近い将来、困難になることが予測される地域を対象に、地域の活性化を図るため、平成20年度から住民自治協議会事業を実施している。

これまで、9つの地区（内訳：過疎地域4地区、非過疎地域5地区）で事業が取り組まれており、うち3地区では地域の将来計画の策定・公表、中心となる組織の法人化などを行い、住民自治協議会第Ⅱ期事業として地域経営まで含めた実践へと取組を発展している。

協議会の立上げや将来計画の策定には、専門的な知識や経験をもったアドバイザーの支援が必要であることから、中間支援組織のNPOに委託し、地域支援員の派遣を行っている。

しかし、過疎・高齢化が進む地域においては、策定した計画を具現化するに当たり、地域内の人材不足が大きな課題となっている。

また、過疎地域においては、地下タンク貯蔵の改修の義務化を受け、ガソリンスタンドが廃業する状況が多く生まれており、燃料過疎地問題が発生している。今後、地域の持続的な運営を可能にするためには、地域再生拠点（小さな拠点）の施設整備や公共サービスの民間委託などの仕組みづくりが必要となってくる。

②その対策

住民自治協議会の実施地区をさらに拡大させるため、引き続き地域支援員を派遣し、住民主体の地域づくりの支援を行う。

また、地域活動の中心となる地域リーダーの確保・養成に併せて、地域おこし協力隊の制度を活用した外部人材の誘致も積極的に行う。

現在、阿波地域では住民出資の合同会社を設立し、ガソリンスタンドを自主運営する取組などを実施しており、これらの取組への支援も含め、過疎地域での石油燃料の安定供給の維持・確保を図っていく。

また、第Ⅱ期事業を進めている地域を対象に、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、国へ認定申請を行うとともに拠点整備や運営の支援を行う。

(3) 事業計画（平成28～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落 の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	住民自治協議会支援事業 集落機能の維持が近い将来、困難になることが想定される地域を対象に、地域の自主的な地域づくりの取組（住民自治協議会）を支援し、地域の活性化を図る。	津山市	過疎地域
		地域支援員派遣事業 住民自治協議会など、地域づくりの取組が一定程度進んでいる地域に地域支援員を派遣し、地域づくりの取組をさらに促進させる。	津山市	過疎地域
		小さな拠点整備・運営事業 住民自治協議会第Ⅱ期事業に取り組む地域を対象に、地域再生計画を策定し、地域再生拠点（小さな拠点）を整備する。	津山市	過疎地域

		<p>小さな拠点整備・運営事業(阿波GS地下タンク改修事業)</p> <p>住民出資の合同会社を設立し、ガソリンスタンドを自主運営している阿波地域の取組を支援し、石油燃料の安定供給の維持・確保を図る。</p>	津山市	旧阿波村
--	--	--	-----	------

事業計画（平成28～32年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業 の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	産業経済団体支援事業 過疎地域の商工会、観光協会の支援を 行い、地域経済の振興を図る。	津山市	過疎地域
		有害鳥獣防止対策事業 有害鳥獣の防除に対し支援を行い、農 地の荒廃を防ぐ。	津山市	過疎地域
		空家活用サテライトオフィス 整備補助事業 事業所が空家へサテライトオフィスな どの事務所を設置する際の整備費を補 助し、地域経済の活性化を図る。	津山市	過疎地域
2 交通 通信体系 の整備、情 報化及び 地域間交 流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	バス運行支援事業 民間バス事業者に運行補助を行い、地 域の公共交通の維持を図る。	津山市	過疎地域
		バス路線維持対策事業 バス利用のニーズの把握を行うととも に、バス利用や路線のPR・情報提供 を行い、利用促進を図る。	津山市	過疎地域
		地域イベント支援事業 地域イベントの開催に補助を行い、地 域間交流の促進を図る。	津山市	過疎地域
3 生活 環境の整 備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	消防団運営事業 消防団活動に対し経費を交付し、消防 団組織の機能強化を図る。	津山市	過疎地域
4 高齢 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	放課後子ども総合プラン推進 事業 放課後児童クラブ、放課後子ども教室 の設立を支援し、放課後の子どもの居 場所を確保する。	津山市	過疎地域

		<p>一時預かり事業 保育園等で一時預かり保育を実施し、乳幼児の保育・教育環境の充実を図り、子育てしやすい環境を整備する。</p>	津山市	旧加茂町 旧久米町
		<p>民間教育・保育施設特別保育事業 民間の特定保育・保育施設に対し、特別保育の実施について支援し、保育の充実を図る。</p>	津山市	旧加茂町 旧久米町
		<p>地域子育て支援センター事業 久米保育所における地域子育て支援センターの実施について支援し、子育て支援の充実を図る。</p>	津山市	旧久米町
		<p>民間保育園保育士加配事業 民間保育園に対し保育士の加配を支援し、保育の充実を図る。</p>	津山市	旧加茂町 旧久米町
		<p>子ども医療費給付事業 児童に対する医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。</p>	津山市	過疎地域
		<p>ひとり親家庭等医療費給付事業 ひとり親家庭の親及び児童の医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。</p>	津山市	過疎地域
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	<p>愛育委員活動支援事業 地域の愛育委員活動を支援し、健康づくりの増進を図る。</p>	津山市	過疎地域
		<p>がん検診推進事業 過疎地域でがん等集団検診を実施し、健康診査の機会を提供する。</p>	津山市	過疎地域
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>遠距離通学支援事業 遠距離通学者に対しスクールバスや通学タクシーの運行、通学費補助を行い、教育環境の維持を図る。</p>	津山市	過疎地域

		<p>小中学校支援員配置事業 過疎地域の小中学校に支援員を配置し、教育水準の維持向上を図る。</p>	津山市	過疎地域
		<p>学校図書整理員配置事業 過疎地域の小中学校に図書整理員を配置し、教育水準の維持向上を図る。</p>	津山市	過疎地域
		<p>小中学校給食支援員配置事業 過疎地域の小中学校に給食支援員を配置し、教育環境の維持向上を図る。</p>	津山市	過疎地域
		<p>英語活動講師派遣事業 過疎地域の小中学校に英語講師を派遣し、教育水準の維持向上を図る。</p>	津山市	過疎地域
		<p>就学援助事業 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者へ援助を行い、教育の円滑な実施を図る。</p>	津山市	過疎地域
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>芸術文化振興事業 過疎地域で映画や演劇等の鑑賞会、演奏会を開催し、芸術文化の鑑賞機会を提供する。</p>	津山市	過疎地域
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>住民自治協議会支援事業 集落機能の維持が近い将来、困難になることが想定される地域を対象に地域の自主的な地域づくりの取組（住民自治協議会）を支援し、地域の活性化を図る。</p>	津山市	過疎地域
		<p>地域支援員派遣事業 住民自治協議会など、地域づくりの取組が一定程度進んでいる地域に地域支援員を派遣し、地域づくりの取組をさらに促進させる。</p>	津山市	過疎地域
		<p>小さな拠点整備・運営事業 住民自治協議会第Ⅱ期事業に取り組む地域を対象に地域再生計画を策定し、地域再生拠点（小さな拠点）を整備する。</p>	津山市	過疎地域

		<p>小さな拠点整備・運営事業（阿波 GS 地下タンク改修事業）</p> <p>住民出資の合同会社を設立し、ガソリンスタンドを自主運営している阿波地域の取組を支援し、石油燃料の安定供給の維持・確保を図る。</p>	津山市	旧阿波村
--	--	--	-----	------